

第 6451 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 3日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ゴルフ場での飲食費

Q : ゴルフ場の飲食費で一人当たり5千円以下のものは、損金にすることができますか？

A : できません。

【解説】

税務上、交際費は、原則損金不算入ですが、飲食その他これに類する行為のために要する費用で1人当たり5,000円以下の飲食費については、例外的に損金算入が認められています。つまり、本来の交際費等に該当する行為に伴ってする飲食は「交際費等」となり、単なる飲食その他これに類する行為のために要する費用についてだけが「5,000円以下の飲食交際費」となるのです。

ところで、ゴルフ接待に伴う飲食ですが、この飲食はゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出したとしても5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことは認められません。

また、この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と別会計になっていたとしても同様で、その飲食がゴルフ接待と一体である限り5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことはできず、損金に算入することはできません。

なお、ゴルフコンペの帰りに一部の取引先の方を誘って飲食を行うという場合で、そのゴルフ接待と一体でない認められるものについては、1人当たり5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

